

指定管理者（山形県青年の家）募集に係る質問及び回答

（平成 30 年 8 月 22 日現在）

※質問内容は質問者記載のとおりです。

連番	項目	質問内容	回答
1	申請様式 4－6 申請様式 5	様式 5 人件費内訳書についてですが、非常勤務者（給食業務等で給食利用者が多人数の場合に本社から調理応援する者）についても記載が必要でしょうか。 尚、様式 4－6 職員配置表には、非常勤務者として名簿を記載しております。	様式 4－6 の職員配置表において記載している職員については、様式 5 の人件費内訳書においても記載をお願い致します。 職員配置表に記載しない職員については、人件費内訳書への記載も不要です。
2	業務基準仕様書 P 5	5 ページ 10 施設等の修繕について 「指定管理者はこれ以外の小規模な修繕を年間修繕費の額の範囲で行うことを原則とします。」とありますが、年間修繕費額が明示されておりません。 施設概要書 6 ページの H29. H30 年実績値からして、税込み 200 万円/年とすべきでしょうか。 今回公募の指定管理料が前回公募時より年間約 56 万円減額されておりますので、収支計画書を作成するにあたり上記修繕費を減額して予算組することは可能でしょうか。	年間修繕費額は、ご提案いただいた額に基づき定めることとなります。 過去の実績額（税込約 200 万円/年）より増額または減額して予算組していただくことは可能です。 なお、提案にあたっては、施設概要 6 ページに記載があります、修繕費の実績額を参考にさせていただきようお願い致します。